完全な、自由な自決は、生きつ生かしつの掟に牴觸する。と同じやうに、各國の内部に於てお
の〳〵自己の利益に專心して自己の事業を經營しつゝある既得利權者の、ビジネスライクな術
策は、普通人の普通の生活條件に狂ひを生ぜしめ、それ丈け生きつ生かしつの掟を犯してゐる。
完全な、自由な自決は、必然に、自余のすべてのものゝ生活條件を侵害するのである。
で、恰度いま、この自由國家の不可讓的權利をば、これら文明諸國民の生活條件が相當に安
固なものである爲めに絶對に必要な丈け、且つ特にこれら文明諸國に住居する多數既得利權者
の營む實業が秩序的に有利なものである爲めに必要な丈け、癈棄し又は減縮しようといふ相談
があるのである。この企てと、從來國内の既得利權者中の法外に强欲なものを制禦する目的を
以て審議に附された諸方策とのあひだには、多くの共通點がある。
國内に於てビジネスライクな過激を取締らうとする提案と、平和的諸國民の聯盟を策する提
案と、この二つの場合のどちらに就て見ても、その節制と寛容の諸方策は、近世的見地に從て法
律慣習の實質的核心を形づくるところの不可讓的な自導の權利を侵害するものゝやうに思はれ

る。で、其處には、國家の『主權』が脅かされる危險を豫感して少なからず恐慌を來たしてゐる
煽動政治家達があるのと同じやうに、『神聖なる財産權』の侵犯を憂懼して喋々と語る既得利權
者達があるのである。而して、二つの場合のどちらに就て見ても、其處に構じられてゐる節制、
寛容、及び附隨的侵害の諸方策なるものは、凡そ地球上に生を續ける爲めの絶對的必要が明白
に命じてゐるところ以上には決して深入りしないもので、而かも常に法外な既得利權なり、有
害な國民的野心なりの方を氣づかつてやる事を忘れず、且つ何分にもせつぱ詰つた情勢の爲め
に餘儀なくされた讓步的精神に出づる原則放棄だといふ印象を殘すやうに出來てゐる。其の上
に又たどちらの場合にしても、この既得利權や國民的覇氣に施さんとする試驗的な修正は、實
質のない一種の豫防策、來るべき膺懲を回避する爲めの姑息な對策に過ぎないと見れば間違ひ
はないのである。
どちらの場合にあつても、われらは明かに人間關係に就ての既成の自由主義的諸原理に背馳
した諸觀念、諸考慮に當面するのであるが、それらの諸觀念、諸考慮に裁可を與へてゐるのは、

かの有形的働程の言葉で作用しつゝ、嚴酷、異常な懲罰に依てその要求を强制する所の、事物の新秩序であることも又た明かである。回避し、猶豫を求ねばならぬは此の懲罰であるのであつて、而かも其の免除を得る方法として、有形的働程の道を進む代りに虚禮や遷延の外交手段に依賴してゐるのである。そも〲かゝる場合には、既成秩序の保全者達は、常に必ず回避の手段を講ずるものであるし、何かしら巧妙な假面變裝に依て損害を避け陣地を保たうと望むものである。

國家的覇氣放棄の議

計畫中なる平和的諸國民の聯盟は、すべての加入者の爲に國家自決の至上權を保證することを、その公然の目的としてゐるものである。それは、國民の聯盟でなく、國家の聯盟たるべきものである。が、しかし、言明されてゐるにせよゐないにせよ、かゝる聯盟の手段に依れば、これらの至上權が不完全な形に於てのみ維持されることは充分に明白な筈である。凡そかうし

た聯盟即ち相互的諒解の骨組の內にあつては、各國家はみなそれ〲に、明かに共同の福利と相容れないやうな國家的覇氣を放棄するといふ相互の合意に基づいてのみその至上權の行使を續け得るものに過ぎない。それには、自己擴大の至上權の讓步的放棄が含まれ、且つ恐くは國境內の少數民族にも及ぼすやうに生きつ生かしつの掟を擴張する事が含まれて居り、國家的起業指導の新規定の下に公明正大に振舞ふことの相互的合意が含まれてゐる。○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○。○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○、『○○○○○○、』○○○、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○。

既得權者制禦の策

實業の既得利權と、國家の主權との間には、明白な類似と緣親があるが、しかしそれは同一

物といふまでには行かないのである。双方の正當な限界に關して目下考究中の豫防的方策は、同じやうな筋合のものであり、同じやうに試驗的な、曖昧な性質のものではあるが、國家主權と國家覇氣の方に、常により以上の何物かがあるのである。政治家達が、國家内に於ける大きな方の既得利權者の過激を矯めようとして引提げ立つた愼重な諸方策にあつては、常に必ず、大きい方の既得利權者の法外な掠奪性に對して小さい方の既得利權者の自由所得を保護することを目的とするものである。と同時に一方、下積みの社會は、單に實業企業の正當な領域としてのみ此の問題に關係するのであるし、その領域内に於ては、皆なそれ〴〵に下積社會に對する有効用益權を既得してゐるこれら大小の利權者達のあひだに、相當程度の機會均等が保たるべきものとされるのである。

茲に括弧の中の言葉風に一言して置かねばなるまいと思はれるのは、以上のやうな矯正策の叙述が、該方策の缺點を暗示するものゝやうに見えるかも知れないが、決してそれが目的なのではない、といふことである。缺點は、もちろん、あるかも知れぬ。が、あつたにしても、そ

れは茲での議論には、何のかゝはりもないのである。同じことに關聯して、もう一つ言つて置かねばならないのは、此の諸事實の叙述は、かの大きな方の既得利權者の法外な掠奪性を前にして習慣的に公共の福利を諜々する政治家達の言葉巧みな前置きや但書のあるのを見落して居るものではない、といふことである。たゞ、事實の示すところは、紛れもなく既述の如きものである、といふに過ぎない。同じことに關聯して茲に想起して差支ないのは、既得利權は時効に依て得た、たゞ取りの權利であつて、この點に於ても亦た、實業に於ける既得利權と、國家の主權との相似が見られるといふことである。

强大國の掠奪性

で、他方に於て、大戰に依てより强き光りの下に持來された一箇明白な事實は、現在の產業技術狀態を前提とする限り、不可讓的な國家自決權を行使する强大國の法外な掠奪性は、それと交渉を生ずる弱小民族と同じやうに不可讓的な國民自決權を、有効に壓倒するだらう、とい

ふことである。かくの如きは、自助の、乃至は機會均等の自由主義的原理にとつて厭ふべき事柄である。不幸にも、近世的見地のこの二つの指導的原理は、事物の新秩序の下に於ては、互に相容れ難いことが明かになつたのである。そこで、此の聯盟の案があらはれたのであつて、而してその目的とする處は、國家的野心の追求に於ける詐欺強制の適度の廢棄を圖りつゝ、強大國間に何等かの馳れ合ひの協定、即ち國家的奸策の阻害を目指す陰謀を策することに依て、不可讓的な國家的自助の權利を翻弄しやうといふのである。

救濟的後思案の仕組

新秩序の物質的諸事情の下に於ては、嘗て事物の行程を我慢の出來る限度内にあらしめて置く矯正作用であるとされてゐたものは、もはや充分な保護物ではなくなつたのである。習ひ慣はしに依て、自由主義的治國の仕組に於ても亦た自由競爭的實業の仕組に於ても、これまでは、懲罰力ある競爭がもたらす矯正的効果と、過激に對する法律慣習上の懲罰的矯正とに對して暗

默の信仰が置かれてゐた。それは、懲罰的な後思案に依る、調整の組織であつた。これらはみな、嘗て其の時節に於ては、結構なものであつたでもあらう——事物の運行が緩漫で小規模で、後思案でも充分に間に合つて矯正することが出來たあひだは、である。近世的—十八世紀—見地は、事後の救濟策で間に合ふやうな、事物の秩序を假定してゐる。が、産業の新秩序は、そしてこの新秩序を體現するところの物質的諸力の均衡は、後思案の言ふことをきかない。人間の生活と運命とが機械組織の搖動に曝らされて居る、乃至は機械産業に奉仕される國家的野心の襲擊に曝らされてゐるところでは、安全第一か、無かである。が、しかし、成熟した政治家達と過熱せる財界の頭目達は、今尙ほ救濟的後思案の古風な仕組に全幅の信仰を置き得る程にそれ程確實に第一原理を摑んで居るのであるし、件の仕組は、今尙ほ、法律家や外交團の懇ろな奉仕を恣まゝにしてゐるのである。かゝるあひだに、かの遠きに達し速かに動き一切を風靡せんとする機械工藝學は、國家的覇氣への奉仕に引入れられ、且つまた國家的覇氣に隱家を見出す既得利權者への奉仕に引入れられることになつて、かくて救濟的な外交家も亦た國家の自

決も、どちらも昔話に成る途中にあるのである。

○○○○○

○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。○○○、○○○○○○○○○
○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○、○○○○○
○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○
○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○、○○○○
○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、
○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○、○○○○○○○、
○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○　○○○○○○　○○○○○○○—

—○○○○○○——○○○○○○○、○○○、○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○
○○○、○○○○○○○○○、○○○○○○、○○○○○、「○○○○○○○○」○○○○
○○　○○○、○○○○○○○○○○○○○○、○○○○、○○○○○○○○、○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○——○○○、○○○○○○○○○○○○○○○○。○、
○○○、○○○○○○、○○○○○○○○○、○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○
○○○、
○○○○——○○○○○○○○○○○——○○○、○○○○○○、○○○○○○○○○
○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○、○○○「○○○○○○○○○○」
○○○○○○○、○○○、○○○○○○○○、○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○。○○○
○○○○○○○○、○○○○、○○○○○○——○○○○○○○○○○、○○○○○——○

民主的主權

○○○○○○○、○○、○○○○○○○○○○○○○『○○○○○』—○○○○○○○○、○○○○、—○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○、○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○『○○○○○○○○○』○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。

○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○。—○○○、○○○○○○○○○○○。○○○○○○○○○、○○○、『○○○○○』○○○、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ 實際的効果の點では、國家建設期の王朝政治から十八世紀の開化な諸原理に基づく自由主義政策への推移は、王朝的支配の追求から、國境内に居住する既得利權者の保護助成の爲めの帝國主義的起業への推移であつた。かくの如きがその實際的成果であつたのは、十八世紀の開明な諸原理が、その主要條項として、所有の『自然的』權利を包含する事に由る

のである。後日の事物の行程が決定した所に依て、充分に大きな區劃の財産の所有者は、一國の産業組織を支配して、社會の純生産物を取込むことになり、そしてそれに依て既得利權者が生き、扶持階級が養はれることになつたのである。であるから、かの王朝國家に取つて代つた紳士國家の政府の主要關心は、終始一貫、所有及び投資の諸權利を維持することにあつたのである。

國家的達成の蠱惑

然しながら、これらの投資及び自由所得の金錢上の利益が、民主的主權のマントルに依つて包まれた總てのものではなかつたのである。又た、普通人は、開明な民主的社會が過去の王朝時代から取上げたところの主權及び國家的企業の遺産に於て、何の分前にもありつかないといふ事も出來ないのである。王侯の神權は、領土の物質的資料に對する用益權と相並で、或る種の不可量物をも含んでゐた。即ち、その中には、王侯の威嚴や名譽があり、これらは、價値と野

心の對象物としては、威嚴や名譽を基礎づけてゐた歲入や有形的『軍資』にも劣らず大きなものであり、當代の王侯が、それらにも劣らず執拗に保有したものである。而して、民主的社會の普通人は、國家の神權のうちにも含まれてゐる此の名譽や威嚴に於ては、少くとも應分のわけ分にあづかることになつたのである。彼等は、國家的達成の蠱惑に不斷の興味を有し、外國に籍を置く既得利權者達を打負した自國紳士政府の凱歌を想像して正しき誇にふくれることも出來れば、又た、自國に籍を置く既得權者が受けた外交的蹉跌に對する正しき怒にふくれることも出來るのである。

普通人の拒否權

其のほかにまだ、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○。○○○○○○○○、○○、扶持階級の紳士的執事達

は、凡そ外交界の一隅や、夜と雲との覆ひの下では遂行しきれない様な政策上の事柄に關しては、この彼等が主權者の希望に諮る必要がある。普通人は、集團的には、最後的拒否(ヴィトー)の權能を有つて居る。そしてこの拒否の權能は、實際上、かの國事の處理を『委任』されてゐる所の紳士投資家達がつくり出してくれる難澁の、普遍的、永續的な增大に對しての、一種の保護物であると知れたのである。極く控目な保護物であるにはあるが、それでも常に或る終局的結果をもたらす物だと知れたのである。民主的社會に於ける普通人は、駕御されるといふよりは寧ろ統御されねばならぬといふ丈けの違ひがある——　○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。而して統御される方が駕御されるよりも、氣持がよい。瞞著は、體刑よりも一層人道的な術である。帝國主義英國は、結局、帝國主義獨逸よりも柔和な繼母である。

　そして普通人は常に、戰時平時の國家的達成の蠱惑への自己の割前にありつくのである。そして不可量物的な精神的收得もまた、物の數である。これらの國家的威嚴や集團的名譽やの集

團的不可量物の價値は、之れを輕視してはならない。これらは、國家的感情の一高一低に與つて大に力があり、國家的重要ある道德的爭點は、とかくそれらから生れいでやうとする。實に、それらこそは、普通人をして『國家的利益』への奉仕に、愚痴一つ無く終始せしめるものである。有形的收得の物質的外殼は、民主的社會の扶持階級の手に歸したやうに見えるが、しかし國家的起業から湧出する『心的所得』、國家的高揚の精神的核心は、彼等は之れを公正な利益共同の立場から普通人に分與するのである。

國家の既得諸權利

國家の既得諸權利は、近世的見地の無條件的裁可を有する事物の秩序の精髓である。他のあらゆる既得利權と同じやうにこの諸權利は、物質科學及び工藝學の新秩序に固有な言葉以外の言葉で思料される。この諸權利は、それを基礎づけてゐる知識及び信仰の諸原理の關する限りでは、より古く、より精神的な秩序に屬する。が、古い系譜がどうあるにせよ、それは近世的

見地と呼ばれる諸原理の裁可を有する物で、十八世紀、十九世紀の自由主義運動が次ぎ〳〵に傳へた事物の仕組に屬するものである。國威といふ項目に屬する不可量物的價値を除けば、國家の既得諸權利は、私法に於て個人的市民に賦與されてゐる自導と個人的安固——自由契約と自助——の自然的權利と同じ自然的權利を一社會全體の上に擴張したものだといへるのである。

民主的社會の國家的政策

が、民主的社會の國家的政策は、自由主義的政治家達に依て、既得利權者達の利益の爲めに運用されてはゐても、當の政策それ自身は王朝時代の政治家達が空出した治國道の古き軌道を走つてゐるし、普通人はまだやはりその軌道に添うての取引に可なりに滿足してゐるやうである。國家的起業といふ方面で、爲されるが望ましいとされる事物も、又たそれを爲すべき充分な理由とされてゐることも、尙ほ少なからず中世紀の色彩を帶びて居る。民主的社會相互間

の國家的覇氣や起業や拮抗や權謀や反目やは、まだやはり、マキアヴェリや、フレデリク大王や、メッテルニヒや、ビスマルクや、乃至はまた日本の元老政治家達の腑に落ちるやうなものである。外交關係は、まだやはり、これら王朝政治權謀術數の達人たちの中世紀精神を滿足させたところの、組織化された言ひ紛らはしの言葉と同じ言葉で始末され、同じ國家的覇氣の番組をむし返してゐるのである。當然のこと、常識のこととして、各國家は、まだやはり、互に競爭者を以て任じ、各自の國家的利害は到底相容れないものであり、かたき同士の山賊か、會社商店がするやうに、對手の犠牲に於て何かを得ることが、各自の神權であると心得てゐる。彼等はまだやはり、屬領を求め、まだやはり一種所有主風な治外法權的利益を有するものと心得て居る。彼等はまだやはり、植民地の領有や、治外法權的優越や特許、等、樣々の如何はしき種類のものに於ける既得利權を保有し、追求しつゝある。其處にはまだやはり支那の『門戸開放』や、公平な亞弗利加の分割に關して、强大國間の相談があり、約束があり、保證がある——如何にも『盜賊同士の義理』の一章にでもありさうである。

すべてこの國家的覇氣や紛爭や領有や膨脹や嘴着や惡意の類は、王朝的强制詐欺で取引する外交的ブローカーの、昔しからのありふれた商ひ株に外ならない。それは又たレアル・ポリーチーク(現實政治)とも呼ばれる。民主的國家は、さきに舊制度の王侯をして暴戾と荒廢の間遠びない源泉たらしめてゐたところの、既得利權と神權の取合品を、悉皆まとめて手に入れて居る。さきに王朝の署名を以て取引した『元老政治家』達の治國商ひのあがりとしては、難澁のごたごた以上のものはなかつたのであるが、今では民主的社會の名に於てする少壯政治家達の經營になる同じ商ひの續行が、快適な何物かをもたらしさうだと氣遣ふべき理由はないのである。たとひ、後者の場合の法律上の文書には、普通人の O.K.〔オーライ〕のゴム印が押してあつたにしてもである。同じ品目は、同じ總額になるであらうし、何づれの場合にしてもその純益は、常にゼロよりもかなりに少ないものであらう。

蠻的過去よりの襲

これらの國家的利益は、民主的社會が國王の神權を手に入れたその大事の秋には、既に完成して無用なものとなつてゐたところの、中世紀的組織の目的、手段、方法の一部である。なに故にそれらの物が持越されたか、又たなに故にまだやはり普通人の忠實な支持を恣まにしてゐるか、を理解するのはさまでむづかしくはない筈である。それは全體から見れば、あてもない生き殘りの一例で、一つには習慣と傳襲の惰性に由り、一つには、これら國家的利益と假想されるものゝ熱切な辯護が、それらをば自餘の者の犧牲に於て追求すればおのづから得するやうな階級——貿易業者階級、官僚階級——に依てなされて來たことに由るのである。蠻的過去からの執拗な傳襲に依つて、これらの國民は、引續き、習慣的な憎惡と疑惑の狀態に生きる敵同士の國家を成して來たのであつて、それがまた單に、彼等がよく考へて見て氣をかへなかつたからだといふほかに別に理由がある譯ではないのである。

帝國主義

偉大なる自由主義時代の最初の二三十年のあひだ、國家的憎惡にいくらかたるみがあり、國家的覇氣をばいくらか閑却しさうな傾向が見えた後、民主的國家は次第々々に、あらゆる國際關係に於ての一層蠻猛な態度、一層老獪な一層掠奪的な術策へと逆轉しつゝあつたのである。この侵略的なやつつけろ主義政策は、帝國主義と呼ばれて來た。この運動は、この時期に於ける貿易及び國際的投資の範圍及び容積の增大と、多かれ少かれピツたりと歩調を合せて來た。而してこの實業企業を促進する爲めには、絶えずます〳〵武力に依頼するやうになつて來た。無理もなく信ぜられる處では、貿易業者及び海外投資家は、强大な侵略的な政府を後ろ楯とする時に、自己の商賣からより多くの利潤を引出すことが出來、わけても無援の未開民族を相手とする時にさうであり、もしも自國の政府が十分に無遠慮であり横柄であれば尙更らさうであるが、この後の點は、當の政府が既得利權者や扶持階級の紳士的代表者達の手で運營されてゐるあひだは、安じて期待し得ることであらう。

産業的孤立自給策

名譽や威嚴といつた風な、不可量的な國家所有物に對して世間一般が認めてゐる內在的價値の點になると、凡そ好きこのみは議論を超越するといふ、陳腐な反省以上に多くいふべき事がないのである。それはすべて、それに依て利得し得る地位の人々にとつては少くとも有利な幻影である。○○、○○○○○○○○○○○○。が、しかし、文明諸國の國民達は、自分達も亦た、國家の統治權を廣きに及ぼし、自國實業家の對外貿易を發展せしめ、自國既得利權者の對外的權利を保護する事から、何等かの有形的利益を得るものだと信じてゐる。そして、アメリカ人は、他の多くの國民と同じやうに、國境に關稅をきづいて自國の取引を妨げ、それ丈け自國の產業を挫くことから、集團的利益を引出すことが出來るといふ、稀代の幻想を抱いてゐる。それは、蠻的過去からの生き殘り物である。王朝政治家達が國家を離隔し、自己自足化して、王朝的野心の追求の爲め、隣人の難儀を大ならしめる爲めの、戰爭的起業の機關たらしめようとした時代からの生殘り物である。產業の新秩序が關係しだしてからは常にます〳〵大なる程度に於て、凡そこのやうな產業的孤立及び自給の政策はいよ〳〵困難となり有害になつて來た。範圍の廣汎と、特化の自由とが、新產業秩序の精髓だからである。

今後はいかなる一國と雖、原料にせよ、既成品にせよ、自國の必要を悉く自ら供給する事が出來ない、といふことは、戰爭の經驗が決定的に證據立てたことである。戰勝者側も、戰敗者側も、ともにそれを證據立てた。新產業秩序は、必然に各國の國境に覆ひ重なり、アメリカのやうにかくも廣汎多樣なる自然的資料を持ち合せてゐる場合でもさうなのである。であるから、アメリカ關稅の稀代に巧妙な妨害にも拘らず、アメリカ人は、その茶、コーヒー、砂糖、熱帶性半熱帶性の果物、植物油、植物性ゴムや顏料、繩索用纖維、絹、彈性護謨、その他おどろくべき雜多な二次的日用品を、外國から取寄せてゐる。チューインガムといふやうな、これほどアメリカ獨特の產業ですらも、その原料は、全然之れを外國の供給に俟ち、而かもそれが全く止むを得ざるに出づるのである。かうした事情の下で、關稅なるものに依て成就し得る精一杯

は、大なり小なりの妨害である。孤立と自給は、もはや、問題でない。

しかしながら、價格を高くし、供給を少なくして置く手段として關稅壁を維持することに利潤を見いだすところの、一部の既得利權者があるのである。そして、普通人は、かくして彼れ等の生活費を高め彼等の產業の純生產を低めることに依て既得利權者の引出してゐる利潤が、何かの不可思議な仕方で彼等自身を利益すると、まだやはり正直に信じてゐるのである。これは信じ難いことである。が、事實は事實である。實業の利潤は實業家の手に入り、既得利權者の手に入り、そのほかの誰の手にも入らぬ、といふことは、勿論、彼等も知つてゐる。が、彼等は、まだやはり、ニュー・ジャーシーに中央事務所を置く既得利權者の手に入る一切の不勞所得は、窮かに彼等自身へも支拂はれるが、一方、カナダに籍を置く既得利權者の利得は、彼等自身にとつて紛れもなく痛々しい純損だ、といふまさ〳〵しい幻影に囚はれてゐるのである。關稅は、不可思議な動き方をする——その奇蹟を行ふ爲に。

凡そ正氣な、而して價格制度の迷信でひどく曇らされない頭を有つた成年男女のすべてにとつては、あらゆる保護關稅は、それが有効である限に於て、產業の妨害であり、疲弊の道具であることは、明白な事實である。さうではないといふ議論は、之れを調べて見れば、特に或る既得利權の爲め又は好戰的國家政策の爲にする三百代言の辯護でないことはない。而してこれらの議論に征服されるのは、たゞ、部分は全體よりも大きいと信ずる人達だけである。又た、保護關稅の性質として、それは常に、それに依つて利益する既得利權者にねうちするよりも不相應に大きな費用を國民にかける。此點に於ては、ビジネスライクなサボタージの他の方法と變りがない。その目ざすところは、そして想ふにその結果する處も、供給を少くして置くことに依て價格を高くして置くことであり、競爭者を妨げ、生產を阻むことである。だから、ビジネスライクなサボタージの他の場合と同じやうに、それに依て儲ける人々にとつての純利益は、それが社會にかける費用よりも、遙かに少ないのである。

保護關税と米國の繁榮

それにしても、全體から見ればアメリカ人は、凡そ人間の考へ出せる限りの奇巧的、包括的に馬鹿げた、其の保護關税の下に榮えて來た。合理的な關税は、最も愚劣な關税よりも寧ろ却て産業の沈衰を來たすのが通例であつた、といふ保護論者の主張にさへも、幾分の根據がないことはない。かうしたことはすべて、自由貿易論者に不安を與へなければならない。自由貿易の議論の缺點と、自由貿易政策の失望とは、一つの事實を見逃して居る點にある。即ち、妨害的關税のない場合には、實業が榮える爲には、關税に依る妨害とほゞ同程度の妨害を他の方法で實行しなければならないといふ事實である。そして、實業の繁榮は、文明國民の間に知られた、乃至は與へられた、たゞ一つの繁榮である。それが、國家の神權に依て存在の權利を與へられてゐる唯一形態の繁榮なのである。保護關税は、ビジネスライクなサボタージの一代用方法に過ぎない。もしも、貨物の供給を適當な限度内に止め置く爲めに此の方法に依らないとす

れば、乃至は依らない限りに於ては、同一目的を達する他の方法に依らなければならない。何故といつて、投資が産業を支配するあひだは、社會の厚生は實業の繁榮と運命を一つにしなければならず、實業は、合理的に有利な價格なしには成立たず、合理的に有利な價格は、適當な供給制限なしには維持することが出來ず、適當な供給制限とは、十吕盤が持てる丈けの率と量まで切下げることを意味するのである。

生産過剰の補助的豫防策

保護關税は、實業の利益の爲に一國の産業的諸力を減殺する方法の一種に過ぎない。關税かない場合には、その問題は他の手段に依て解決される。關税は、既得利權者をして合理的に有利な實業を營み得しめるところのサボタージのうちでも、恐らくは最も破廉恥な方法であらう。が、それは、たゞ程度の違ひがある丈けで、それも大した違ひではないのである。産業が有利な價格を目標として經營される間は、過大な産出量、産出率に戒愼することは、絶對的に必要

である。一切のビジネスライクなサボタージが行はれない場合には、産業組織の生産能力は、間もなく、一切の合理的限度を超え、價格は見る影もなく下落して天引勘定の出所がなくなり、會社有價證券其他の信用物件に附帶する確定歩合勘定が拂へなくなり、そして實業企業の全組織が崩潰するであらう――時々かの『生産過剰』に際して崩潰したやうにである。よい値がなければ、商賣はない。費用を差引いた價格の殘りが、商賣の目的物だからである。保護關税は、要するに、生産過剰に對する補助的豫防である。序でながら、關税の賦課が、堪え難い難澁をひき起さないといふ事實は、又たやはり、新制産業が高度に生産的であり、事實、法外に生産的であることを示すものである。そして、國家がその裁量を用ひて自國の商業と隣邦の商業とを巧みに傷つけ、この知識の合資の法外な能率と相殺して以て、國境内に住居する既得利權者の利益を圖ることが、その神權なのである。

普通人の負擔

けれども、國家自導の神權は、取引の阻害を目ざして關税を設ける特權の外に尚ほ多くのそれに似たものを含んでゐる。かゝる差別待遇の手續には多種多樣なものがあるのであるが、調べて見れば、常に必ず、どの手續もサボタージの手續であり、且つ國家的覇氣の蔭にかくれて商賣する既得利權者のどれかの一團の利益に役立つ手續である事が知れるであらう。其處には、戰爭的暴力を後ろ楯とする道德的勸説に依て國家の實業家達の爲めに獲得し保護してやらねばならぬ海外放資や特許があり、そして普通人はその費用を負擔するのである。海運業から利潤を引出す實業家達の爲めに實施せねばならぬ差別待遇や、又た恐らくは彼等の爲めに與へねばならぬ補助金や融通があり、そして普通人はその費用を負擔するのである。或る種の貿易業者や特殊會社や行政官吏の私的利得の爲に公費を以て獲得し經營せねばならぬ植民地があり、そして普通人はその費用を負擔するのである。これらすべての背後には、武力を行使し競爭的な陸海軍の施設を支持するところの國家の神權があり、これらの施設は、新秩序の下に於ては、特定の既得利權者が、特定の場所で、特定の方法を以て、たゞで何かを得るビジネスライクな

権利を強行させ又は防護してやることのほかに何等の實質的用途を有たなくなつたものであり、そして普通人はその費用を負擔して誇りにふくれるのである。

第七章

生きつ生かしつ

神權行使の利得と犧牲

○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○。○○○○○○○○○○○○○。○
○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。○○○○○○○○、○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。○○○○○○○○○○○○○○○○○○、
○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○、○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○。○○○○○○○○○○○○、○○○○○
○、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○

○○○○○○○○・○○○○○○○○○○

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○、○○○○○○○○○○○○○○○○○。而して、それにも劣らず明かなのは、——恐らくそれ程よくは知られてゐないにしても——競爭的な近世國家が同じ有形的富と勞力の使用に依てする國家的利益の追求は、關係諸國民全體に對して同じ損害と難澁の純生產をもたらすものに過ぎない、といふことである。これには勿論、但書がつく、——○○、○○ ○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、競爭的な國家の場合には、或る既得利權者と或る扶持階級の集團が、臨時手當と自由所得の形でいくらか得るところがあるのである。が、しかし常に、且つ此の事の性質上、全利得は必ず費用よりも少ないのであるし、又た常に必ず利得は扶持階級に行き、費用は普通人の負擔に歸するのである。これ丈けのことのは、良く知られて居り、特にそれが有形的な損得の問題の場合には、さうである。それが、無形物の嫉妬と威嚴の問題であると、その分配は國家と國家のあひだのことになるが、有形的な利益と損失の段になると、それは常に扶持階級と普通人のあひだに分たれるのであつて、而して普通人は常に、扶持階級が利得するより以上に損失しなければならないのである。

平和の意味

戰爭は今や假りに終結し、平和は、これも亦た假りに、眞近な未來に到來する見込がある。個々人のあひだに於てさうであるやうに、國家と國家のあひだに於ても亦た、平和とは、生きつ生かしつと同一物を意味し、是は更に、『デモクラシーにとつて安全にされた世界』と同一物を意味する。そして、生きつ生かしつの掟は、國家間の憎惡や差別扱ひの廢棄を意味するのである。であるから平和なるものは、國際的な難澁の基をなすやうな相容れ難い國家的覇氣の廢棄を含むことになり・——といふことは、外交社會での謂はゆる『國民自決』とか『國家の保全』

とかいふ條項のうちに習慣的に包含されるところの一切の要求や利益の廢棄を含むといふのと殆ど同じことになるのである。〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。悪意は、國家内に於てゞあらうと、國家間に於てゞあらうと、平和の實際的基礎ではない。これ丈けのことは、自明の道理である。が、現に國内及び國外に進行しつゝある外交的商議に關聯して考へられる、これらの卒直、明白な原理から見て、國内及び國外に於ける平和と戰爭の可能性はどんなものであらうか――といふことになると、相應にむづかしいものになる。

戰前狀態への復歸

國内のアメリカに於ては、暫時のあひだ、政府は必要に迫られて、此の國の產業を抑へつけてる既得利權者達の手をいくらか綏るめさせたのであつたが、さうすることに於て、穩健着實な實業家達を愕かして憤怒に顫はせると同時に此の國の產業の產出高を倍加させたのであつた。が、明かにそれはすべて、ほんの暫時のこと、『戰時かぎり』のことで、待つたなしの必要に迫られての好ましからぬ讓步沙汰としてのことなのである。であるから、此の國は、今や、戰前狀態を基調とする、あやふやな假平和狀態への復歸に面してゐるのである。既に、既得利權者は再びその把握を固くし、いつも通りのビジネスへの復歸の爲めの道具立に忙がしいのであるが、いつも通りのビジネスとは、いつも通りの喰ひ違つた作業、いつも通りの失業及び資料の浪費、いつも通りの產額制限、いつも通りの失業、いつも通りの勞働爭議、いつも通りの競爭的賣込、いつも通りの虛僞な廣告、扶持階級側のいつも通りの贅冗品の消費、普通人側のいつも通りの窮乏、を意味するのである。それらすべてのことには、此の國の人達は隨分我慢せぬこともあるまい、――『もつと恐ろしい禍ひがあると大變だから』。これら總ての事は、十八世紀から傳はつたところの、そして法律慣習の既成組織の基礎たるところの開明な諸原理に照して解釋された、生きつ生かしつの掟の下に於ては、咎めなく生じ得ることなのである。たゞ、新制產業の急要に基いて强行されるであらうやうな同じ掟の要求には合致しないといふ

迄のことである。

國境の意義

かゝるあひだに、海外に於ては、國事指導の重任にある昔氣質の紳士達が、平和の設定及び維持の土臺となるべき筋書をものしてゐるのであつて、それには、これまで常に國際的紛擾を助成したやうな一切の國家的覇氣と差別扱ひを尊重するのに一通りならぬ努力をし、生きつ生かしつの掟の現實なる邁率を要求するやうな新制產業の諸急要を無視するのに同じ様に一通りたらぬ努力をしてゐるのである。產業の新秩序が、過去の如何なる產業秩序にも增して、國家の境界や國家同士の嫉妬にはかゝはりなき廣く自由な產業上貿易上の交通を要求するといふことは、詳說する迄もなく畧著なことがらである。この關係からいへば、今日の治國道に常用される國境なるものは、喰ひ違つた作業を行ふ爲め、相互の妨害と不信の爲めの境界線である。といふことは、從來關稅壁に妨げられぬ自由な交通の特權を享有してゐた社會を横切つて設定

する新境界線が、堪え難い重荷に感ぜられること、及びかゝる境界線の設定が、其のほかの喰ひ違つた外交的作業の爲めになされる場合も亦た紛れもない邪魔物になること、それをさへ考へて見れば直ちに明瞭するのである。

それにも拘らず、目下進行しつゝある平和會議に於ては、國事の指導を『委任』――自己の辛辣な術策に依て――されてゐる昔氣質の紳士達は、この相互的不信と相互的破滅の一切の道具立の防護をつゞけてゐるのである。而してそれこそは、實に、彼等が關心の主要乃至は唯一の目的物であり、それがまた、既得利權者達――その利益の爲にこれら外交界の昔氣質の紳士達がいまもつて國事を指導してゐるところの――の主要乃至は唯一の目的物なのである。

昔氣質の紳士達

この間の消息は、今や新らたに國家自決の要求をひツ提げて現はれて來た諸民族の提議するところのものに依て明かに知れるのである。これら新提案の國家施設の代辨者達が起草した明

細書を調べさへすれば常に必ず判明することであるが、その要點たるやすべて、隣邦の目的と喰ひ違つた目的に向つて仕事する爲めの國家的道具立を設ける努力、國家的な差別扱ひに依てひき起される浪費と混亂に更に新らたに加ふるところあらうとする努力、生きつ生かしつの掟をば、更にどこかの新しい點に於て、更に新しい難澁生起の道具立に依て、犯かし破らうとする努力に外ならないのである。

多くの民族のうちには、これらの外交的國家製造者がつくり出さうと目論でゐるやうな戰鬪的妨害的な形に於ての『國家』をなすのではなくて、しかも、どう見ても立派にやつてゐるとしか思へぬものがある。例へば、ウエールス人やスコツトランド人の如きである。が、しかし、新計畫を導いてゐるのは、ウエールス人やスコツトランド人の經驗からの活教訓ではない。舊秩序の掠奪的な帝國主義から今ま逃がれいでつゝある諸民族は、穩健着實な昔氣質の紳士達の手で組織され管理されつゝあるのであるが、この紳士達は、その穩健着實の觀念をば、これらの虐げられた諸民族が逃がれ出でんと欲してゐるその年代ものゝ帝國主義の外交的權謀術數から

得てゐるのである。そしてこの昔氣質の紳士達は、寛容と好意の方向に向つては何等の行動も取つてゐない——ゐないといつて、彼等の正不正、得策不得策の概念が悉く舊秩序の外交的先入主である場合に、どうして取れる筈があらう。彼等は、昔氣質の紳士達であつて見れば、かの、この問題に體驗をつくした揚句、害にならない國民的覇氣だけを確有するに至つたところの、ウエールス人やスコツトランド人を滿足させて居るやうな、友誼的な、僭越でない民族生活を、つくり出さうなどとは言はないのである。彼等の目ざすところのものは、無益な國家的嫉妬の否定ではなくて、大仕掛の、法外な帝國主義から、同じ一般的軌道を走る競爭的外交に依て導かれ同じ一般的性質の利權者——實業上或は特權上の既得利權者に奉仕するところの、小仕掛の代用帝國主義（エルザツツ・イムピリアリズム）への轉換に過ぎない。

新計畫の國家

新計畫の諸國家は、ウエールス人やスコツトランド人をモデルにしてつくられるのではない。

さうかといつて、その構案に少しでも新味がある譯ではないのである。ないといつてそれが、帝國主義外交や國家的威嚴の古風な概念で肥された、穩健着實な昔氣質の紳士達の想像力の所產であるのに、どうして新味があり得やう？　要するにそれは、既にバルカン諸國に依て著名になつた仕掛と雛形に從つて一切構案されてゐるのである。でまた、これらの新らたに生れいづる諸國家が、當來の假平和の秩序下の、諸國民間の友誼關係に於て占める地位と價値なるものは、これまでバルカン諸國が習慣的に展示した所のそれらと著しく違はない、と見做してよい筈のものである。さういふことが無いやうにと、多數の良き心掛けの人達は祈りもしやう。が、良き願望の爲に爲されずに罷むやうな事柄ではないのである。戰爭と政治の情勢は、これら新計畫の諸國家の運命をば、深謀遠慮な昔氣質の紳士達の手に委ねることになり、そして、根深き習慣の力に依て、この至つて實際的な人達は、既に頽敗に陷つた王權政治に代はる資格あるものとしてバルカン國家以外の物を想像することが出來ないのである。で、バルカン式な國家施設が、今や安全なデモクラシーの新世界に出現しさうな國家施設の、最上なものらしく見え

るのである。

希望の巡禮者

それに相違ないといふ證據としては、例へばフィンランドやそのほかの帝政露西亞領の諸斷片の場合に見られるやうに、其處に新らしく生れ出でつゝある國家が、舊制度の難澁を保全するやうな努力をせずに、それ自身の道を進み始めた場合――卽ちこのやうに、當事者のほか何人にもかゝはりないやうに見える場合でさへも、舊秩序の政治的制度物をば全世界に亘つて保全しようといふ昔氣質の紳士達は、その干涉の手を伸ばさずには居れず、この冒險的な希望の巡禮者達をしてその欲する道に從て自身の運命をひらかしめ　置くことが出來たいのである。自決は自決でも、それが舊い秩序のものでなく新しい秩序を加味するものたらば、捨て置く譯には行かないのである。少くとも穩健着實な昔氣質の紳士達が何等かの手段に依てそれを妨げ得るあひだはである。この剃らず剪まずの希望の巡禮者達の爲すが儘に委せて置いたのでは、

昔氣質の紳士達の根柢に横はる既得利權は十分に安固といふ譯には行くまいと感じられてゐる。そしてその疑ひは當を得たものでもあらう。であるから、實際的な政治家達の知識的眼界内に於ては、凡そ新來者にとつて唯一つの穩健な、着實な、有利な型の國家施設及び國家政策は、例のバルカン諸國風のものである。而して新來の諸國民が又た概して、正にこのバルカン國家の軌道に沿うてその國民的運命をひらくことに滿足してゐる、といふことも又た一般的には言へるやうである。尤も、フインランド人や其れに類したものは、その常則に對して恐らくは手に餘る例外をなすものゝ期待すべきであらう。

小マキアヴエリ組の群

これらのバルカン諸國、即ちその精神、目的、及びゆき方が政治的經濟的舊秩序の紳士的保全者達の眼には斯くも殊勝なものに映ずるところの國々は、單に、調理されない帝國主義の一事例に過ぎないのである。この國々は尙ほ、王朝的國家建設の掏摸時代にあるのであつて、フレ

デリツク大掏摸がまだ王冠を戴かなかつた時分のプロシアに比すべきものである。そして今や、『戰前狀態』の穩健着實な政治家達からいろ〳〵遠見深慮の獻策もあつて、チエック、スロヴアク、スロヴィーン、ルッセニア、ウクレーニアン、クロート、ポール、ポーラックなどが、この小マキアヴエリ組の列に割込まうとして押し合ひへし合つてゐるのである。長い〳〵あひだの艱難の經驗にも懲りずに、彼等はみな一樣に、難澁と敗北の爲めの歲經たるからくりの一切を備へた國家施設をば、囂々として要求してる。彼等はその右の手では、『大洋への出口』を求める狂亂悲痛の身振をし、國家的な頭を有つた隣邦が自國の海外貿易に加へる法外な妨害から免れようとしてゐるかと思ふと、その左の手では、自國をめぐる關稅壁をつくり出さうとし、又た凡そ妨害するに足るほどの貿易が行はれるであらうや否や自國及び隣邦の貿易を妨害し得んが爲の他の標準的裝置をも併せてつくりいださうとして狂奔してるのである。かくの如きが、習慣と傳統の力である。言葉をかへて言へば、これらの國民の目ざすところは、一人前の自決的國家と成ることにあるのである。

生きつ生かしつの掟

と同時に一方、平和の場合に於ては、且つ喰ひ違つた目的に向つて仕事する國家的政府の無い場合に於ては、國家にとつての『大洋への出口』なるものが何の意味もないのは、すべての人に明かなことである。といふことは、この國家製造に於ける新計畫の唯一の實質的目的が、新設の國境を境ひにしてその隣邦と喰ひ違つて行動することにある、といふのと殆ど同一である。で、また、此の國家と國家が互に喰違つて行動することが、平和の保持を妨げるといふこと、假令それがあらゆる外交的虚構や妥協や權謀の公認的手段方法に依て緩和されるとしても矢張り妨げるといふことも明かである。平和は軍備の使用に依て保持されないといふことも、同じやうに明かである。と同時に一方、これらバルカン型新國家の計畫にはすべて、國民生活の不可缺的附屬物として、國家の軍備が含まれてゐるのである。これら昔氣質の國家製造者達の理解するところでは、武器の携帶は、國家自決の不可讓權であり、自助の不可缺手段である。で、

更にまた、外國貿易及び放資の領域にあつての國家的覇氣、及び既得利權者が海外で經營する有利な企業を、助長し保護する雜多な方策のすべてが、何處までも平和の保持と喰違つて作用することも明かである。

と同時に一方、新制産業の骨組のうちに作用し得るやうな、生きし生かしつの掟は、これらの事物の存在を許しては置かないであらう。が、しかし、世界の希望たる地上の平和を體現し、人間相互の僅かばかりの好意を體現するやうな生きつ生かしつの掟は、いまや頻りに世界を既得利權者の爲に安全ならしめてゐる年代もの〻經世道の、精髄ではないのである。混亂を助成するやうな事物の沒却と廢棄は、この國家製造者達の、又はその背後に動きつ〻『戰前の狀態』を目標としてこれら及び自餘の諸國の運命をつくりいだしつ〻ある覆面的治國道の巨人達の、

民族

獻策の中には、含まれてゐないのである。

いま國家を成さうと望んでゐるこれらの國民はみな、長いあひだ民族を成して來たものである。國家は、平時及び戰時に於ける集團的攻擊防禦の爲めの構成であり、本質上、他の國家に對する憎惡と恐怖に其の基礎を置くものである。民族は、土着の言語、傳統、習ひ慣はしの一致に依り、且つ、通常、同一種族に屬するといふ假定に依て結びついてゐるところの、一つの文化的集團であり、本質上、同情と、その集團內部の自己滿足の諸感情に基礎を置くものである。ウエールス人とスコットランド人は、國家といふ言葉の普通の意味に於ける國家をなしてはゐないけれども、多かれ少なかれ輪廓の明かな民族をなしてゐる。その點では、アイルランド人も亦た、一つの相違を除けば、同樣であるし、その他フィランランド人やアルメニア人の如きも亦た同樣である。アメリカ共和國は、一つの國家であるが、充分を程度に於ての民族ではない。ウエールス人とスコトランド人は、英帝國の平和內で、生きつ生かしつの智慧を學び得たものであり、その制限を破つてバルカン型の國家を打たてようとしてはゐないのである。

愛蘭人の場合

愛蘭人の場合は特殊である——少くとも、さういふ世評である。彼等、卽ち國籍の點からでなく氣持の點からの愛蘭人、アルスターや地主や敎會や官僚の旣得利權者達と對照される愛蘭民衆——この愛蘭人は、長いあひだ一民族を成して來たのであつて、そして今やその一切の勢力を動員して、帝國の形式的境界內或は境界外に於て、自主的な、防禦し得る、一箇のバルカン國家を打たてようとしてゐる。彼等の場合は、特異であり、敎訓的である。それは忍容の限界、十呂盤が持てる限界、卽ち從屬的な人口の上に加へられるより多くの壓力が、それに依て利すべき筈の旣得利權者達に、もはやより多くの利益をもたらさなくなる限界點を明かにするものである。それは、その島及び近くの島々の旣得利權者達——貧乏人を掏摸取る僧侶巾着切に敎唆され幇助されてゐる、僻見ある異國の官僚が然るべく後ろ楯となつてゐるところの——に依て違法な手續の下に手酷く禦御されてゐる普通人の場合である。かやうに惡魔と深淵との間に板

挾みになつて見れば、もし彼等が遂に絶望の勸告を容れて、自決と國際的權謀の深淵に投じて運命を決すべく動き出したとしても、別に不思議とするに足らないのである。彼等は、既に、『これよりももつと非道かつたかも知れないのだ、』といふことを言はない點に達したのである。フインランド人、猶太人、アルメニア人の場合も、その一般的趣意に於て、これと著しく違つたものではない。

弱少國家の自決權

沈められ、搾ぼられ、抑へつけられた弱小民族の窮狀といふ事になると、人は容易に心をとり亂すものであるし、そして、國民自決こそは確かに彼等の窮狀を救ふものであると即斷することも珍らしくない。國家自決と國家保全とは、希求さるべき言葉であるし、またさうした希求からは極めて重大な結果が生まれると知られて來たことも拒めない。が、自決は、至上の救濟策ではない。特に、普通人の物質的生活條件の點、結局は必ず國家施設の費用を負擔せねば

ならないところの、あの人口の九割を占める人達の點から見れば、さうではないのである。自決は、これまで既に試みられて居り、そしてその點が疑問になつてゐるのである。で、過去四年間に於けるベルギーやセルビアの場合は、アルメニア人やポーランド人の場合よりも不幸が輕かつたとは言ひ兼ねる。ベルギーとセルビアは、さきに述べたやうな國家設定の新計畫に於て目ざされてゐるものと極めてよく似た型の國家を成してゐたが、アルメニア人とポーランド人は從屬的弱小民族を成してゐた。が、ベルギー、セルビア、ポーランドは、文明國民の列にあると自稱する帝政强國の掠奪にかゝつて荒廢したし、アルメニア人は、トルコ人の手にかかつて辛き目にあはされたのであつた。で、また、アイルランド人は、從屬的弱小民族であるが、ルマニア人は、ひとかどの國家をなしてゐる。事實、ルーマニアは、恰度アイルランド人が成り度いと切望してる樣なバルカン國家である。が、しかし、ルーマニアに於ける普通人はその物質的條件の點で、アイルランドに於ける普通人よりも、眼につく程に劣つた生活をしてゐる。日本も亦た、啻に國家保全の負擔を完有する自決國家であるばかりでなく、實に一大强

國である。而かも、日本に於ける普通人――全人口の九割强――は、その嚴しい扱ひと物質的缺乏の點で、疑ひもなくアイルランド以下の生活をしてゐるのである。

スカンヂナヴイア諸國

此の國家自決の實質的價値に就ての疑惑と當惑とを今少しく實例に就て說明するのには、引用に價ひするのはスカンヂナヴイアの三國の場合であらう。此の三國はみなそれ〴〵に、自決國家であり、凡そ大强國でない國がこの二十世紀に於て自決的である場合のあの特殊（ビツクウイキヤン、センス）の意味に於ての自決國家である。が、彼等は、大きさに於て、人口に於て、富に於て、强さに於て、政治的重要に於て、同一でない。これらの點に於ては、スウエーデン、デンマーク、ノルウエーの順位になり、最後のノルウエーは、最も小いさく、最も貧しく、最も自決的でなく、そして自決的國家主義の點では、仲間のうちでも最も目に立つて愚かな方のものである。が、しかし、普通人にとつての物質的生活條件といふ段になると、それはノルウエーに於ては紛れもな

く最も好良な、乃至は最も我慢の出來るものであり、スウーデンに於ては最もさうでないのである。これらの、及び尙ほ其他の引用し得る諸例からの證左を綜合して見ると、結局、問題の點が疑問のうちに置かれるのである。普通人は、その物質的生活條件に關するかぎりでは、果して國民自決に依て何物か得る處があるかどうかは明かでない。が、また、これらの諸例からの證左の上では、彼等がそれに依て多く失ふところがあるとも見えないのである。

これらのスカンヂナヴア諸國は、何等帝國主義的野心を有たないといふ點で、バルカン諸國とは違ふのである。大きな方のスカンヂナヴイア王國の王朝施設の心持に就ていふならば、此點にはもちろん疑問もあるであらう。が、それにしてからが大して問題にすべき程のものではないのであるし、而して問題にしなければしないほど、煩しさが少ない。それは、どのみち、無意義な問題である。で、スカンヂナウィア人は、要するに、帝國主義的ではないのである。といふことは、彼等は、その國際關係に於ては、正式に生きつ生かしつの提に歸依してゐる、といふことを意味する。が、しかし、その對內政策に於ては、さうでないのである。彼等は、

事情が許す限りのあらゆる國家的覇氣の負擔を背負つて立つてゐる。出駄羅目な訴訟費計算書と同じ樣に有り難くない所の宮廷と教會の外に、尙ほ、彼等が甘じて背負つてゐる重荷には軍備があり、保護關稅があり、領事事務があり、そしてスカンヂナヴィア實業社會の貿易關係を支配するところのかなりに荷厄介な協定條約の類を始末する爲めの外交事務があるのであつて、そのすべてが既得利權者と扶持階級の利益の爲めに工夫され、すべてが普通人の負擔に於て行はれてゐる。

その國家的施設の教訓

これらの比較的自由な、比較的橫柄でない、比較的公正な方の國家施設も亦た、教訓的である。それらは、凡そ國家施設として近づき得る丈け、生きつ生かしつの掟に近づいてゐるものであつて、而かも尙ほ競爭的な自助の感念に驅られて動く國家施設たるを失はないものである。が、それにしても、その國家行政は、苟くも僻見を去つて精査して見るならば、餘程の財政的

負擔と、一國產業に對する相　に大きな障碍と、下積みの社會の犧牲に於て既得利權者及び扶持階級が懷にする若干の附隨的利益といふ物のほかに之れと言ふとりえは無いのである。スカンヂナヴィア諸國は、產業的世界に特異の地位を占めてゐる。彼等はみなそれ〴〵に、たとひ國家的排他主義の最も忌憚なき壓力の下に於ても尙ほ、獨立自足の產業社會らしいものを成すには余りに小さい國なのである。で、彼等の諸產業は、必然に全世界產業組織の一要部であり、あらゆる點でのやりとりの關係に於てその全體と結びついてゐる。而かも彼等は、かなりに馬鹿げた大きさの輸出入課稅と、更に一層馬鹿げた大きさの領事事務を有つてゐるのである。此の事態は、此の國々の土地が比較的不毛で、その自然的資料が幾分特殊な、狹い範圍のものに限られ、その緯度が高い、等、いづれも、新制產業に缺く可らざる多數原料の國產を妨げる事情のあることに依て益々甚しくされる。而かも、彼等は甘じてその輸出入課稅や特別通商條約や領事事務を——既得利權者の利益の爲に——實行してゐるのである。

國家保全の辨

此の念入りな國家的冗費及び妨害は、下積の社會――その社會の産業が此の減速、漏泄、磨軋の負擔を背負はねばならないところの――に大きな難澁を與へるやうに思へない筈はない。而して、疑ひもなく、その負擔は十分に現實なものである。勿論それは、それに依て聊か得るところある特殊利權者の爲めに、國家がそれ自身と喰ひ違つた目的に向つて作業することを意味する。が、このサボタージ行動も、他種のサボタージ行動と同じやうに、補償的な効果をもたらすものであつて、これは見遁してならない點である。特にこれが、普通に生ずるそれの典型的な場合であつて見れば尙更のことである。國家施設の浪費とサボタージ、及びその妨害政策は、我慢し難い程の難澁を生起するものではないのであつて、それは、この種のサボタージや浪費は、この種の手段に依らない場合には之れに代はるべき他種の機關に依て行はれねばならぬサボタージや浪費の限度内で行はれ、その限度内で喰へる丈けを喰つてゐるものだからな

のである。詳しく言へば、産業の新秩序にあつては、價格制度が課する條件の下に實業及び産業が管理される限り、略ぼ同量のサボタージと浪費は實業の繁榮にとつて缺くべからざるものだからなのである。實業上の諸理由からして、どれかこれかの手段に依て價格は必ず維持されなければならず、從て産出高は合理的な量と率とに制限されなければならず、また浪費の道が講じられなければならない――さもなければ、市價の崩落となる。そして其の邊のことは、傲奢な宮廷や氣樂な教會や繪畫的な軍隊や營養佳良な外交官や領事や關稅局やが、結構面倒を見てくれないことはない。すべてこれらの國家的サボタージの道具立がない場合には、取引妨害を目的とする既得利權者達の竊やかな陰謀に基づくところの、之れよりも見劣りのする樣々な手段に依て、同樣な結果がつくり出されねばならないであらう。常になにかかにか國家保全の爲めに辨じてよいことがあるのである。

下積みの社會と和の爲から見て

スカンヂナヴィア諸國家の場合は、これを他所に見られる場合と關聯させ又た比較して見るならば、權勢への覇氣と帝國主義的野心のない國家施設は、さうした自決及び自助の屬性を有する國家施設よりも、經濟的であり平和的である點で、立勝つてゐる事を示す樣に思はれる。國家保全、國家自決は、それが虚構に近づけば近くほど、國内に損害をひき起すことが少くなり、隣邦との關係に於て生きつ生かしつの提と相容れるものになる。而して、このことに含れるいま一つの含意、即ち、凡そ國家施設に生じ得る變化で最も祝福すべき變化は、それをして『無害の廢滅』に陷らしぬるそれだといふことは、議論を俟たずして明かである。國家施設なるものは明かに、少なければ少ない程よく、消滅點に達する前にこれといふ限度のないものである。

階級的利害の間隙

下積の社會全般の物質的安否、並びに平和の保持といふ點に關する限りに於ては、右の如き

が、近時及び現時の出來事に依て强調される活教訓のやうに見えるのである。が、それだからといつて、すべての人、すべての階級が、かく國家權力を中性化し、國家的覇氣を廢棄することに、同一利害を有することにはならない。現存の諸國家は、同種の部分からなる内部的構成のものではない——恐らくは、産業及び實業に於ける新秩序の支配を受ける樣になつて來たのと正比例して益々さうでなくなつたのである。産業と實業、生産と所有、有形的働程と自由所得との間には、まず〳〵明白なる利害の間隙がある。これらの對句は互に代用され得る物であるが、而かもどの一つを以てしても、普通人の利害と、既得利權者及び扶持階級の利害との對立を十分に滿足に表現することが出來ない。が、しかし、國家施設とそれに依る事物の統制とは、それが下積の社會に對して有する價値とは違つた價値を、既得利權者に對して有することは、十分に明かな筈である。

産業社會と實業社會

至つて明白なことであるが、産業に於ける新扶序は、どのやうな國家的差別扱ひ、國家的覇氣をも容れる餘地はないのであるし、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。『〇〇〇〇』〇〇〇〇〇〇〇〇、此の、あらゆる時あらゆる方向に國家的境界を超えて走り、出來る丈け國家的差別扱ひを克服しようとするところの新產業秩序にとつては、鵜の毛ほどの意味もないのである。新秩序の下に營まれる產業にとつては、國家的差別扱ひに打克つことが、日々の作業の一部である。が、しかし、實業企業の新秩序——大仕掛で、法人體で、無形資產を土臺とし、經營管理のサボターデから流出する自由所得をものにするところの——になると、さうではない。實業社會は、國內に於ても國外に於ても、有能な國家施設の必要を痛切に感ずる。然るべく國家的覇氣を有ち、國內にあつては契約の神聖を維持し、國外にあつては自國實業家の要求を强いる權力を具有した、安定した政府、——かゝる施設は、實業の經營にとつて無限の價値がある。たとひ、その產業的價値は皆無以下のことが珍らしくないにしてもである。

事實本位的な改造案

產業は、貨物及び勤勞の生產といふ方面に於ての有形的働程の事柄である。而して、それに關聯して想起してよいのは、既得利權は時効に由て得た只だ取りの權利だといふことである。で、凡そ改造の計畫は、それが有形的働程の考慮に依て支配されるものであるなら、既得利權者の合法的要求なるものに對しては、それが實業上の既得利權であらうと特權上の物であらうと、僅かに從的な考慮乃至は其れ以下のものを拂ふに過ぎない傾きがある。殆ど確かだと見てよいのだが、かゝる場合には、商業及び投資上の特殊利權といふ方面に現はれる國家的覇氣は悉く等閑に附され、それに依て安否の分れる既得利權者にとつて其のすべての價値が無くなる儘に委せられるであらう。これらのものは、純有形的働程といふ方面には何等の効果をもたらさないのである。それは單に、優先的な金錢上の權利の土臺を供するものに過ぎないのであつて、而かも常に必ず自餘のものゝ犧牲に於てさうするのである。それにしてもそれは、實業

上の既得利權者が　き且つ動いてゐる金錢上の秩序に於ける事物の精髓をなすものである。で、更にまた、かゝる事實本位的な改造計畫は、會社有價證劵をも含めた信用債務の現在　に、實質的整理を施しさうであり、乃至は又たかゝる性質の自由所得の要求權、即ち現行の有形的働程を根據としてその要求を示し得ない受益者達の要求權をば、恐らくは一も二もなく否定しさうでもある。すべて之れらは、既得利權者及び扶持階級の最上の福利に害あるものである。

ボルシエヴイズムの脅威

多少とも目だつ位にかゝる性質を帶びた改造は、昔氣質の紳士的政治家達や扶持階級や財界の頭目達から、此上もなく潑溂たる恐怖を以て眺められるであらう。○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○、○○○○○○○○、○○、○○、○○○○○○○○○○○○○○○○○○。事實の點では勿論、かゝる計畫が轉覆すると期待してよいのは、既得利權者をして生產の率と量とを支配させ減殺させてゐる、あの所有の領分である。かゝる場合の富の破壞

は、直接には只だ有價證劵の價値に觸れる丈けで、これら有價證劵に依て其の所有權が與へられてゐる有體物件には觸れないであらう。それは、單に所有の廢棄であつて、有用貨物の破壞ではなからう。又たかゝる動議から、生產的產業の解體や無能力が結果することも要らないのである。それどころではない、賣買し得る有價證劵が代表する產業企業に課せられた確定的天引勘定を恰度それ丈け破棄することになり、恰度それ丈け生產を促進することになるであらう。が、しかし、所有又は特權に基づき時效に依て取得した諸權利から其の扶持を引出してゐる人人乃至は階級にとつては、かやうに既得利權を去つて有形的働程へと移る地盤の移動がもたらす結果は、疑ひもなく、嘆ずべきものであらう。○○○○○○、『○○○○○○○○○○○○○○○○。『○、○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○?』○○○○○○○○○○。

第八章

既得權者と普通人

文明人の至要諸利

十八世紀に於て、ある開明な常識の諸原理が、當時の文明的諸國民に依て、明確な形を與へられ、法律、秩序、習ひ、慣はしの組織――その下に生活すべく彼等が選んだところの――を支配する諸原理として採用されたのであつた。經濟關係にかゝはる限りに於ては、かやうに當時の文明化した法律慣習の組織に編み込まれた諸原理は、機會均等と自決と自助の原理であつた。この機會均等と自助の文明的な仕組を保護する筈の諸權利のうちで、自由契約、及び財産安固の權利がその主要なものであつた。この二つの權利は、貿易、産業、投資、信用、債務、その他なんでも經濟的制度物と呼んで然るべきものにかゝはる限りに於ての、謂はゆる近世的見地なるものの實質的核心を形づくるのである。而して、これらは、あらゆる自由な國々に於けるあらゆる自由な市民の不可讓的權利中の至要なものとして、今日まで持越されて居る。それは、現に行はれる經濟組織の根柢をなしてゐるものであつて、而してこの文明人の至要權利

が不可讓的であるあひだは、この現存組織の特質に何等の實質的變化も起り得ないのである。これらの權利を取りのけやうする動議は、それがいかなるものであつても、近世經濟秩序を顚覆するものであるし、一方、既成の諸權利、諸慣行の修正乃至は改變は、それがいかなるものであつても、これら至要なる經濟的權利を否定せぬ限り、革命的な動議にはならない」である。

近世的見地の構成諸原理が、十八世紀に於てうけ容れられて、それと共に文明生活の近世的仕組が文明諸國民の是認するところとなつた時には、これら自導と自助の諸權利は、あらゆる文明國に於ける公正と勤勉とにとつての特殊な、且つ充分な、保護手段として望みをかけられてゐたのである。これらは、一切の經濟的關係に於て諸人のあひだに平等を確立し、產業組織をばその最高可能の生產能率で維持するものと期待されてゐた。これらは、生きつ生かしつの掟に永續的効力を與へるものと期待されてゐた。而してかくの如きが、まだやはり、近代人の評價に於てこれらの諸權利に歸せられてゐる價値なのである。法と秩序の維持といへば、未だやはり、先づ第一にまた主として、これら所有上の權利及び金錢上の義務の維持を意味するので

ある。

二つの主要階級

が、しかし、あの時分から見ると事物は變化した。で、生きつ生かしつの掟は、もはやこれらの權利をば、十八世紀に於て與へられたやうな形で維持することに依ては保全されないやうになつた。乃至は、少くともさういふ風に考へ始めてゐる民衆の大きな部分が、これら文明諸國に在るのであつて、それとこれとは實際的効果の點では同じことに歸着する。あの時分から見ると事物が變化したのであつて、今では大區劃の財產の所有が、一國產業を支配し、從て產業に携はらうとする人々の生活條件を支配し、それと同時に、同じ大きな富の所有は市場を支配し、從て、賣つたり買つたりの爲に市場に出入しなければならない人々の生活條件を支配する。換言すれば、事情の變化と共に、生きつ生かしつの掟は、いまや、大きな富の所有者の裁量に俟つことになつたのである。事實、近世的見地の構成諸原理をばあのやうに持て囃した、

あの十八世紀の考深い人達は、今日ひろく見られるやうな大きな富と大仕掛の産業と大仕掛の商業や信用の組織らしいものは全く考へてゐなかつたのである。彼等は、産業と實業とに於ける新秩序を豫知して居らず、彼等の設定した權利義務の組織は、從て、あの時分から後に到來した事物の新秩序の爲めには何等備ふところのないものであつた。

新秩序は、機械産業と會社財政と大實業と世界市場をもたらした。この産業及び實業の新秩序の下に於ては、實業が産業を支配する。投資された大區劃の富は、或は機械産業の場合のやうに産業設備の所有に依て直接に、或は農業の場合のやうに市場をとほして間接に、産業組織を支配する。そこで、これら文明諸國の人口は、いま、二つの主要なる階級に分れてゐる——投資された大區劃の富を所有し、それに依て自余の人々の生活條件を支配するものと、十分に大區劃の富を所有せず、從てその生活條件が前者に依て支配されてゐるものと、の二つである。これは、少しでも有つてゐるものと、何も有たないものとの別——多くの社會主義者が好んで設けるであらうやうな——ではなく、物を言はせるに足る丈けの富を所有するものと、しないものとの別である。

と同時に一方、産業及び市場の上に行はれる支配の規模は增大して行き、それにつれて、昨日まで獨立を確保するに足る丈の大きさであつたものが、明日はもはやさうするに足らないといふことになる。之れを異る視點から見ると、それは同時に自由所得で生活するものと、勞働に依て生活するものとの別——扶持階級と、彼等の扶持が引出されるところの下積の社會との別である。この關係に於て、それは有用な勞働をしないものと、するものとの別であると——特にある種の社會主義者達に依て——呼ばれることもあるが、その概括は早計である。といふのは、何等確實な自由所得を有たない人々で、しかも何等實質的な役立ちのある仕事をしない者も少なからずあるからである。例へば、僕婢の如き。が、かく先進産業諸國の人口を兩分してゐる此の裂け目の最も深大な意義は、それが既得利權者と普通人との區分であるといふ事實に存するのである。その區分の一方にある人々は、勞働の條件と産出の量と率とを支配し、純産出をば、自由所得として受取るものであり、他の一方にある人々は、勞働をしなければなら

ず、これら支配的地位にある人々の斟酌に依て生活資料を得て居るものである。人數の點からいふならば、勿論、これは非常に大きさの違つた兩分である。

既得權者と普通人

既得利權は、合法的な只だ取りの權利で、通常、どこかの點で取引を支配することに依て確保されてゐる所得に對する、時効取得の權利である。かゝる時効取得の權利の所有者は、既得利權者と呼ばれる。この人々は、謂はゆる扶持階級なるものを形づくる。が、扶持階級の中には、市場乃至は産業の所有及び支配以外の理由に依て自由所得を得る資格を有つ多數の人々が含まれてゐる——例へば地主や、『身分ある人々』といふ中に入る者や、僧侶や、crown——それのある處では——及びその文武百官等である。かやうに既得利權者を形づくり、所有及び特權の既成秩序から其の所得を引出してゐるこれらの諸階級との對照に於て、普通人がある。彼等は、かゝる時効取得の只だ取りの權利を既得してゐないといふ點で、普通なのである。そして

彼等が普通といはれるのは、さういふ風なのが實業及び産業の新秩序下に於ける普通の運命だからである。而して十八世紀の開明な諸原理が産業の新秩序の助けをかりて人事の支配を續けてゐる限り、さういふ風なのが、引續き(まつ〳〵)普通の運命であるであらう。

扶持階級

既得利權の適法な諸權利に依てその自由所得を保證されてゐる扶持階級は、普通人よりも少數——ざつと九割五分かた少數——であり、且つ有形的な目的にとつての使ひ道から見た限りでは、恐らく同じ位の割合で普通人よりも役に立たないのである。此の意味に於て彼等は普通でない。が、普通には、扶持階級を非凡な階級と呼ぶ樣な事はないのである。それは、個人としての彼等が、何處か有意義な點で普通の人間と違つた處があるといふ樣な事は全くないからである。彼等のことは、『良い方の階級』といふ方がもつと普通であつて、それは彼等がより良い境遇にあり、より良く自分の思ひ通りにすることが出來るからである。文明世界の經濟的仕組

に於ける彼等の役目は、一國産業の純生産物を消費し、それに依て市場の荷閊えを防止することにあるのである。

普通人

しかしながら、この扶持階級及び既得利權者と、普通人との一般的區別は、決して嚴密なものではない。其處には、曖昧なものが少なからずあるし、又た時には分界線を超える移動もある。が、それにも拘らず、この一般的區別は曖昧なものではない。普通人の顯著な特徴は、開明な十八世紀諸原理に基づいて二十世紀に行はれる所のゲームの規則内では、無力なことである。

附屬的既得權者

普通人を特徴づけ、無力には、さまざまな程度がある。あるといってそれは、或る種の階級、職業、業務——例へば僧職、軍人、法官、警官、法曹——の如きは、恐らく、本來は既得利權

者の側に屬さしむべきであるかも知れない程なのである。尤も彼等は、それ自身の力による既得利權者の内に數へることは出來兼ねるもので、寧ろ邊在的、附屬的の既得利權者と見るべく、彼等が利權を享有するのは、かの、直接に大區劃の富の投資に基づいて利權を享有する所の首要の自主的既得利權者達に、奉仕するといふ條件づきでの事である。これらの附屬的或は依存的な既得利權者達に行く所得は、それが下積の社會の年生産物から引出されるといふ點で、自由所得の性質のものである。が、いま一つの意味に於ては、それを『自由』所得に數へることは出來兼ねるのであつて、それは此の所得が繼續すると否とは、投資された大きな富の所有に基づいて權力を有する支配的既得權者の好意に依て定まるのだからである。それにしても、もし何等かの試驗的投票にかけて見るなら、これらの附屬的或は補助的既得利權者達は、一齊に同階級の長上達の肩を持ち、普通人には味方せぬことが知れよう。彼等は、その情操に於て、その習性的視野に於て、扶持階級の側に屬する。權力を握る大きな既得利權者を安全にし扶持階級の自由所得を保證するところの法律慣習の既成組織を忠實に擁護する彼等だからである。で、

凡そ人口を二つに分けた場合には、此の人々は全體として　その情操に於ても又たその生存及び安慰を條件づける諸事情に就て見ても、舊秩序、既得利權者、扶持階級の側に屬すべきものである。

エー・エフ・オヴ・エル

この人々のやうに、その生活上の利害關係が、結局、扶持階級と緊密に結びついてゐるもの以外に、尙も一層曖昧な、譯の判らぬ種類の既得利權者がある。普通人に屬するやうに見える階級や業務のもので、而かも少くとも一時的には既得利權者に味方して居り、又た味方顏をして居ることの拒み難いものがあるのである。さういふものゝ一例としては、エー・エフ・オヴ・エル〔米國勞働總同盟〕である。エー・エフ・オヴ・エルの成員が、自由所得で生きて居り、從て扶持階級のうちに數へ入れらるべきだ、といふのではない——此の點に關しての唯だ一つの除外例をなすものは、ことによると、エー・エフ・オヴ・エルの役員團で、彼等は、この組合團體の政策を

左右し、その諸勢力を配置する所の、時効取得の權利を行使し、と同時に習慣的に、その下積の組合團體から引出される所得にありついてゐるものである。平組合員（ランカンファエル）は、確かに扶持階級に屬さないし、又た目に見えて自由所得にありつきもせぬ。而かも、彼等は、組合の特權及び利益に於ての既得利權を維持せんとする防禦戰に加はることを辭さないものである。打見たところ彼等は、此の既成の仕組が維持される限り、名も知れぬ普通人等と行動を共にした場合に得るものよりはいくらか餘計のものにありついて行ける、といふ氣持に動かされてゐるらしいのである。換言すれば彼等は、普通人が得るものより以上の優先的小額に既得利權を有つのである。で、この普通人以上の小額の純利得、この小額を只だ取りする既得利權は、今までのところ、彼等が情操と視野を左右し、彼等をして、その優先的小額の取得に際して折衝せねばならぬ大きな實業關係者達に對して常に忠實ならしめるに十分だつたのである。實業上の既得利權者の場合と同じやうに、エー・エフ・オヴ・エルの場合に於ても、彼等がこのいくらか餘計なものに對する要求權を實行する手段方法としては、制限や阻害や失業を來たすやうな合理的サボタ

ージが用ひられてゐる。而かも、エー・エフ・オヴ・エルの成員は、一人々々比べて見た場合、その生活條件の關する限りではさう容易すく普通人と見分けがつく譯のものではないのである。で、彼等を動かしてゐる既得利權者的精神は、事實上、當てもない生き殘りであるといふ外に何の意義もないものかも知れないのである。

之れと同じやうな筋合ひのもので尙ほ、これよりも大きな、もつと譯のわからない、アメリカ農民の場合があり、彼等も亦た全體として普通人よりは既得利權者の肩をもつ習慣を有つてゐる。氣持からいふても視野からいふても農民は、通常、既得利權者達をして農民の犧牲に於て『大商ひ』をさせて置くその既成秩序の、堅實な支持者である。それが、いまだに農民を捉へてゐる傳統なのであつて、實業及び產業の新秩序下に於ける彼等の物質的境遇が、どれほど明白にあべこべの方向をとつてゐるやうに見えても、その一點には變りがない。平常の場合には、今のアメリカ農民は、自分自身の生活條件の支配に於て無力なる點で、普通人中の最も普通なものと變らない。彼等は、安く買ふ既得利權者と、高く賣る既得利權者とのあひだに板挾みに

成つてゐるのであつて、只だ相手の言ひ値で承知するかしないかの問題である——が、通例は、『取り殘される』と困るから、承知するのである。

『一本立の百姓』といふ、なか〳〵に死なない傳說が、いまだに農村人口のあひだに漂ふてゐる。昔し〳〵この『一本立の百姓』は、自分の思ひ通りに生活し、自分の思ひ通りに仕事して、世間の景氣不景氣を餘所を見て暮したものだといはれてゐる。が、いまでは、そのやうなことは皆な、『昔し〳〵』で始まる物語りのなかにある其の外の事柄と同じやうに跡かたもなく消え失せたのである。そのやうな一本立は、田舍町の小賣商人が昔し〳〵樂んだと信ぜれてゐる一本立と一緒に、同じ遺憾の掃溜の中へと消え失せたのである。が、田舍町の小賣商人は、これも又たいまだに、その道の、その町の既得利權者顏で納まつてゐる。彼等は、その氣持に於てもその習性的視野に於ても、十呂盤が持てる丈け拂はせる原理、或は安く買つて高く賣るの原理に從てその事業を經營する至乃はし度く思ふところの實業家である。彼等は、いまでも、高く賣りつけてゐる。が、買ふ方になると、百姓から買ふものを除けば、通常、安くは買はないのであ

る。何故　いふに、今では主として、背後に控える巨大な既得利權者達が、彼等の十呂盤が持てる點を決定してくれるからである。この點に於ては、彼等は別に百姓達と違つた立場に置かれてゐる譯ではなく、たゞ中間商人である丈けに、自己の負擔をかなりの程度まで第三者に轉嫁させ得る點で違ふといふ迄である。此の場合の第三者は、百姓達である。背後に策動する巨大な既得利權者達は、この目的には適さないのである。

農民の既得利權

次第に增加しつゝある小作農を除けば、大きな農業地方のアメリカ農民は、いまでも、自分の土地を耕す自作農である。彼等は土地財產の所有者で、自己の農場への投資者であると言へないこともないのであつて、從て彼等は自己の農場とその利得能力に對する既得利權を有つやうに考へてゐる。彼等は、失ふべき何物かを有つてゐる、といつた風な、むかしの事物の秩序からの幻想を持越してゐるのである。それは、極めて自然な、又た、なか〳〵に魅力ある幻

想である。何故といつて、彼等は至つて有形的な、至つて有用な型の財產に對する完全無缺の所有權を法律に依て獲得しゐるのである。そして然るべき法律の現定に依て、彼等は全く自由にその所有の土地を利用し又は惡用することが出來、意のまゝにそれを賣買し、その生產物を賣ることが出來るのである。で、その世間ずれのした頭の中には未だ快い一昨日の傳說が根を張つてゐるやうな百姓達が、極めて實質的な合法的既得利權の典型的所有者を以て任ずるやうな癖があつたとしても、不思議とするに足らないのである。が、しかし、これらすべてに於て彼等は、主人に相談せずに勘定してゐるのであつて、實業の新秩序下に於ける彼等の主人は、安く買ひ高く賣るのをその生活原理としつゝ市場の裏面に策動する巨大な既得利權者であるのである。

農民の土地所有權と市場の趨勢

普通の場合には、アメリカの大きな農業地方の百姓達は、土地と改良施設との所有者である。

但し、絶えず割合が増して行く小作農を除外してのことである。が、一つの階級としてアメリカ農民を云々する際に人が普通に考へてゐるのは、自作農のことである。で、餘計な邪魔は除けることにして、之等の自作農は、その土地と改良施設とに對して完全無缺の所有權を有つてゐるのである。が、しかし、その所有權が有効なのは、彼等の必要とする物及び賣らねばならぬ物の市場の趨勢が、彼等の所有權をば、清算の手續に依て――いつなんぢき無いとも言へぬやうに――他人の手に移してしまうやうな情況を呈せぬ限りに於てのことである。而して百姓達の仕事と暮向とを制約する市場の趨勢は、かの裏面に策動しつゝ、安く買ひ高く賣ることに利潤を見出すところの巨大な既得利權者達がする高度に沒人格的な繰縱に依て定まるのである。法律及び慣習の點から見れば、もちろん、アメリカ農民が、自己の農場及びその經營に既得利權を有つと考へるのに少しの妨げもない。もしさう考へるのが心持に適ふならばである。彼等がその農場や設備を如何に處置すべきかを決定する諸事情は、しかしながら、背後の既得利權、即ち實業及び産業全般の事物の進路を左右し得る程に巨大なる既得利權者達が、隨分、

入念に且つ隨分詳細に取極めて置いてくれるのである。彼等は、組織の中に捲込まれて、而かも組織の運行を支配しないのである。そこで、既得利權者としての彼等が有効資格の問題は、事實の問題になり、彼等の好みや、樂しい傳說の問題ではなくなるのである。

農業の無形資産

既得利權は、適法なる只だ取りの權利である。アメリカの農民――中西部穀産地方の普通の農民でよい――は、もしも彼等が、農場で仕遂げた仕事に對する普通賃銀に、時價に引直した生産手段に對する普通利分を加へた物を費用とし、之れを差引いた剩餘を自由所得と見て、多少ともそうした所得を習慣的に確實に得てゐるならば、適法なる只だ取りの權利としての既得利權を有つと言ふことが出來やう　ところで、全く異例な場合を除けば、農業には全く無形資産がないといふことは周知の事實であり、而して無形資産こそは、自由所得即ち只だで何かを得ることの、主要徵候であり且つ普通徵候なのである。高價な暖簾、獨占權、乃至は既發の會社

有價證券といつた風な形に於て無形資産を有たない様な會社なり商店なりは、既得利權者に列せられる資格は餘りないのである。既得利權者たる正當の資格をなすものは、生産的作業方面に於ての有形的働程に對する十分な代當物以上の所得を得る、確實な習慣的能力なのである。

これらの百姓達が、自己の仕事及びその家族や雇人の仕事から得る習ひになつてゐる收益は、通例、自由或は不勞所得と呼ぶ事の出來るものを何一つ含んでゐない。——此の産業に使用される有形資産に對する收益として普通利率で計算したものまでが不勞所得に屬すべきだといふなら格別だが、それは此の言葉の普通の意味ではない。かゝる事柄に關する輿論が變化し、やがて人々は、土地と設備の使用から引出される所得も亦た、其の所有者が生産的作業に於て營む有形的働程に應當するものでないといふ理由から、之をも不勞所得に數へるのが至當だと考へるやうになるかも知れない。が、今のところそれは、此の事柄に關する一般の感じではなく、且つ一般の慣用に於ける不勞所得といふ言葉の意味でもない。少くとゝ今のところでは、時價に引直した有形資産に對する相當收益は、不勞所得と考へられてゐないのである。

農民の不勞所得

産業に於ける機械組織や、この新秩序の下に機械的に標準づけられた日常生活の構成や、また物質科學に依て生みいだされた思考習癖は、普通人をして、あらゆる人間、あらゆる事物をば、法律上の名目や古い慣行の言葉よりは寧ろ有形的働程の言葉で評價する傾をもたしめるやうな性質のものではある。そして、やがて人々は、如何なる所得でも、それが、當の所得者が生産的作業に於て營む有形的働程に對する相當報酬を超過するものである限り、之れを不勞所得と見做すやうなことになりもしやう。新制産業の機械的論理は其の方向へ推進するし、そして此の事實本位的な思考作用に於ての訓練から生みいだされる心傾向は、單に所有に基づいて生する財産所得は、その財産の有形なると無形なるとを問はず、すべて之を否定する様な風に、間もなく一般の氣持をつくりかへもするであらう。これらはすべて、未來にまたがる思辨的な問題である。所有と所得の事柄に就ても又た其のほかの關係に於ても、法律と公正の不易の諸

原理なるものが、習慣の所産であり、習慣は常に周圍の事情の變轉に應じて變化し、且つ周圍の事情の趨向はいま明かにさうした方向に向かつてゐる、といふことは之を認めねばならず、考慮の内に入れねばならない。が、一般の氣持は未だ、これらの、法律慣習に於ける近世的(十八世紀)見地を構成する自助及び所有の安固の古風な諸原理から、それ丈けの程度には解放されてゐないのである。有形資産の利用から引出される所得の公正は、或は間もなく論爭の焦點となるかも知れない。○、○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○。

で、アメリカの農民の生活條件は、農民をば、かの、之れといつて失ふものゝ有たぬ普通人、即ち實業上の既得利權者達が自分達の景氣のいゝ時に自分達の裁量に從ていつでも取上げることの出來るやうな物を除けば失ふべき何物をも有たぬ、普通人の仲間へ投入れる筈のものに思はれる。法律的形式の點では尙ほ、自助と所有の安固に關する一切の古風な權利や免除を享有

して居るとはいへ、有形的事實の點では、彼等はもはや自導的な主體ではなくなり、自助なるものは既に彼等にとつて大體に於て虛構になつてゐるのである。而かもそれにも劣らず隱れもない今日此頃の事實は、アメリカの農民達が、全體として尙ほ、かの、既得利權者達をして彼等及び彼等の仕事を飜弄することを得しめてゐる自助と自由取引の諸原理を、固く信奉してゐることである。かくの如きが、習慣と傳統の力である。

アメリカの百姓達をして、結局、普通人よりは寧ろ既得利權者に組するに至らしめた理由、もしくは少くともその先入觀念は、彼等が單に百姓であるばかりでなく又た投機的不動産の所有者だといふ事實から來るのである。そして彼等が不勞所得の側に組してゐる自分を見出すのは、土地價格の投機者としてなのである。土地の所有者としての彼等は、土地の不勞增價に依て只だ取りが出來るに違ひないと思つてゐる。が、彼等が望をかけてゐる地價將來の增加は、——異例な偶然的な場合を除けば——既に土地の現在價格の中に割引換算されてゐるといふ事實を、彼等は常に見落してゐるのである。多少とも此の問題に通じた人々のみな知る通り、典

型的なアメリカ農業地方の所有耕地は、その現在の賣買價格が、耕地としての現在の利用から生ずる所得の資本換算價値よりも餘程大きいといふ意味に於て、過大資本化(オーヴァーキャピタリゼーション)されてゐる。この超過價値は、人口の增加や、農產物を市場に賣出す利便の發達に伴つて之れらの耕地に生ずると期待される未來の增價の、割引換算に依て生ずるものである。であるから、例へば大草原地方の百姓達が、超過價値や過大資本化をものにするのは、騰貴を見越して土地を有つて居る土地投機者としてであつて、生計の爲に土を耕す農夫としてゞはない。すべてこれらは、既得利權者達の無形資產と多くの共通な點を有し、すべてこれらは、大草原地方の百姓達を說きつけて、失ふべき何物も有たぬ普通人とは別箇な一階級だと考へさせるところのものである。

けれども、彼等が、この不勞利得を手に入れるのは、自己の所有地の賣却に依てゞあつて、農耕の生產手段としての土地の現在の利用に於てゞはない。農耕地の投機をことゝする商人としてならば、アメリカの百姓達は小規模ながらも法式に叶つたもので、從てかの、物貨を買占めて、『がつしりと坐はつてゐて』只だ儲けする裕福な市民達のあひだに、控え目な一地位を占

める資格もあることになる。と同時に一方、市場の裏面に策動する巨大な利權者達にとつては、自分達の景氣のいゝ時に、冷靜に考へて自分達に便利だと思へる丈けのものをば、此の百姓達の死產的利得のうちから引去ることが益々容易になつて行く。それでまた、大草原地方の百姓投機者達は、これらの既得利權者をして彼等及びその仕事を飜弄することを得しめるところの公正の諸原理を、固く信奉し續けるのである。

農民の收益

農夫としての仕事から生ずる、或は農事上の土地や家畜の利用から生ずる、アメリカ農民達の收益といふことになると、關係諸事實は少しく違つたものになるのである。彼等の仕事からの收益は、著しく尠ない。尠ないといつてそれは、土地や其他の設備の形をとるアメリカ農民の資產が、それが農民をして彼の生產物に投入し得しめてゐる所の勞働に對する普通賃銀に相當するもの以上の收益を、彼等めい〳〵に年々に與へてゐるかどうかが、まだ疑問とされてる

位なのである。が、しかし、玆に疑問の餘地のないことは、この『自分の土地を耕す』アメリカ農民の普通のものは、よく行つても、その土地と家畜の利用に對して極めて僅かな收益をしか得てゐないことである――僅かなといつてそれは、もしかういふ言ひ表し方が許されるものなら、一箇の現營業務體と見た百姓にあつては、その活動資産全體に對する平均純收益をば習慣的に普通割引步合よりもかなりに低からしめるやうな『消極的無形資産』がかなりの額にのぼつてゐると見るべきだ、といへる程なのである。彼の場合は、換言すれば、大きな方の會社商店の典型的なもの、卽ちその有形資産に對する普通割引步合以上の純收益をものにし、それに依て若干額の無形資産を計上し、從て既得利權者の列に加はる者の場合と恰度正反對な譯である。百姓も亦た新制度の網の中にゐる。が、彼の業務は、かの、利得能力が基底的物的財産の資本換算價を習慣的に超過してゐるやうな實業企業の新秩序に屬するものではないのである。

普通人側の無自覺

實業及び産業の新秩序が、既得利權者と普通人との間につくり出して然るべき分裂は、明かに未だ、少くともアメリカに於ては、明確な線で劃されてゐない。普通人は、少くとも今のところまだ、普通人としての自分を知つてゐないし、既得利權に對立する普通人階級を構成するやうな部分の人口は、未だ進退を共にするところ迄は行つてゐない。アメリカの傳說がその邪魔をしてゐる。この傳說は曰ふ、わが共和國の民衆は、上下なく主人なき人々から成り、各人は自導、自助、自由取引、機會均等の一切の權利と免除とを享有する――いち〳〵かの十八世紀の偉大な憲法文書のなかに書き込まれてある通りに、と。

多分の疑惑と、若干の不平が起りかけてゐる。新秩序下に於ける日常生活の諸事實が、傳襲された法律慣習の諸原理に合致しないといふことは、ます〳〵明白になりつゝある。が、農民、農業勞働者、工場勞働者、鑛山勞働者、伐材勞働者、小賣商人は、分界線の一側には彼等を投じ、他側には既得利權者と扶持階級を立たしめてゐるところの、此の經濟生活の新秩序に目覺めたどころではない。すべて彼等は、既得利權者が、自己に好都合と見るや否や現行の法律慣

習の完全な裁可の下に、飽く迄も合法的に正規に、何時でも彼等から奪ひ去る事の出來る樣なものゝ外には、失ふべき何物も有たない、といふ事實に目覺めてゐないのである。この雜多な色彩を帶びた大衆の人々には、市場の裏面に策動する巨大な既得利權者が行ふ支配に對して自己を護つてくれる物とては、かく裏面に策動する既得利權者それ自身の術策に關する得策不得策の考察から生ずる物のほかには何一つ無いのである。詳しく言へば、この色さま〴〵な大衆にとつての生活條件は、既得利權者を導く自助の計算から割出して、十呂盤が持てる丈けのものの如何に依て決定されるものであるが、同時に一方、農民、勞働者、消費者、即ち普通人は、その件に關して自分等も亦た發言權があるといふ幻想に浮立つてゐるのである。

既得權者の意識的行動

全體から見て、既得利權者の方はさうではない。彼等は、自己の立場に就ても、又た對手方なる普通人の苦境に就ても、一層明確な考へを有つてゐる。普通人を形づくる色さま〴〵な大

衆は、今までのところ意識的に進退を共にしたこともなければ、法律秩序の既成組織及びその存續に對する自家の態度を明確にしたこともなく、從てこの問題に關して、彼等は正しくも誤つてもゐないのに反して、一方、既得利權者及び扶持階級は、何を必要とし、何を欲し、且つ何が與へられるかを洞察し、明確にしてゐるのである。彼等は、この分裂に於ける自己の役割を熟察し、選定し――一部は利害感に基き、一部は疑ひもなく習慣に依て刻まれた性向に基いてし、――而して彼等は常に正しきを爲てゐるのである。彼等の地位と、それに基く祝福――自由所得と社會的權力――とは、二十世紀産業技術狀態が創造した諸條件の下に、法律慣習の十八世紀諸原理の實施を續行することに起因する。從て、彼等の責務は、便宜の點から、不可讓的な十八世紀諸權利の既成秩序を頑强に支持するにある。そして同時に彼等は斯くすることに於て、法律上、道德上、正しいのである。何故といつて、法律上、道德上から見て何が正しいかは、常に固定した習慣の問題であり、固定した習慣は、常に過去からの相續物だからである。○○○

○○○、○○○

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。

氣持の溝渠

自由所得に對するかゝる既得權利、即ち下積みの社會の犠牲に於て扶持階級が扶持を求める適法な權利は、産業の新秩序の進展と共にます〳〵地盤を固めつゝある機械的視野と機械的論理の領域と相容れないものである。貨物の生産に對する、投資者それ自身の貢献の度合を示すものでもなければ、産業に携はる場合の彼の必要消費の程度を示すものでもない此のやうな自由所得は、産業世界に於ける事物の新秩序への習慣づけの一歩々々と共に常にます〳〵習慣的となり説服力を増す所の、有形的側程の言葉を以てする、機械學的計算に適合しないのである。新しい事物の仕組は、既得利益を容れる餘地がない。故に、新しい仕組は脅威である。よく安定した十八世紀諸原理は、今でも、投資者をば、貨物の生産者の中に數へてゐることは事實である。が、機械的産業と物質科學が持込んで來た、新様な機械技師風の計算法に從へば、その

やうに數へるのが餘りに馬鹿げてゐることも事實である。これは、不好都な、面白からぬ事の成行であるかも知れないが、それを無視したからといつて、平靜の點に得るところはないのである。

で、ます〳〵、これら産業諸國に於ける廣大な諸階級のすべてに亘つて、實業上或は特權上の既得利權者に對する尊敬と好感情の缺乏が眼立つて來るといふ譯である。そして、その缺乏は、十八世紀先入主が輕く緩やかに腰かけてる方の人々の間では、進んで疑惑となり否定とさへもなつてゐる。が、それは未だすべて漠然とした、とりとめもないものである。法律秩序の保護者達が未だ其の手に『形勢を掴んでゐる』と信じてゐるほどに、さうなのである。しかも、この年代のものゝ先入思想に支配される現行の法律慣習の不合理と無益とを思ふ一般的感情は、アメリカのやうな、これほど秩序立てられてゐる共和國に於てさへも、目に見えて勢を得、纏まりがつきかけてゐる。氣持の上の溝渠が、既得利權者と、色さま〴〵な大衆との間に流れ初めて居るのであつて、そして普通人は、此の年代ものゝ公正と良習の先入思想に基いた訴へ

に對しては、まず〳〵冷淡に、或は全く無感覺にさへもなりつゝあるのである。

かゝる溝渠があるといふ事實、並びにそれに對する根據の存在は、既得利權者の代辨者達が克明に否定してゐるところである。而してその否定の幻想を支持する爲めに彼等は、或る種の獨占的勞働團體の模範的な『納まり』やうを例に引く。成る程、例へばエー・エフ・オヴ・エルのやうな、賴まれもせぬに普通人の代辨者を以て任じてゐる準既得利權者は、疑ひもなく、その既得利益をやどす不可量物組織の中に納まつてゐるものと期待し得られやう。で、また、扶持階級や、法律慣習の保全者組の中にゐる其の執事達は、すべてを其の儘そつとして置くことに何處までも滿足してゐるのである。彼等から見れば、既得利權者の諸權利が輕ろんぜられるやうな風に因襲の絆がゆるむ事は、愚劣な破壞的强欲を生み出す外に何の意義もないものであり、何時になつてもそれ丈けのものであるに違ひない。我欲の動機は、普通人側にも既得利權者側にも、働いてゐるかも知れない。が、扶持階級や、既得利權者のビジネスライクな支配人達、即ちうけ容れられた法律慣習に從ふことに依て金儲けするのが自然の經濟に於ける自己の役目

である此の人達が、普通人ほどには、新秩序の破碎的訓練を受けてゐないことも確かである。從て彼等は未だやはり、安定した近世的見地の諸原理の上に、平然と構へても居れやうといふものである。

離反運動

が、しかし、產業的諸國に於ける民衆の大きな部分は、現存諸事情の下に展開されたこれら諸原理の下に、目に見えて落着きがなくなつて來てゐるのである。で、例へば、英國に於ける普通人の如きは、勞働黨を其の信任ある代辨者とするものである限り、『あるが儘の事物』の狀態の下に於てはまず〳〵禦し難くなつてゐるし、そして彼等が、永久的な難澁の源をば、既得利權と、之れを撫育する法律慣習組織とに見出してゐることも同じやうに明かである。そして此の人達も又た他國に於ける同じやうな人達も、○○○

○○、○○○

有ち、年代ものゝ公正の諸原理を沒却する點で寛容の限界を超えかけてゐる。これら農業サンヂカリスト等の道德的怠慢、破滅的愚鈍――いまだに十八世紀にしがみ付く人々の眼から見た――が、如何に容易ならぬものであるかは、このリーグがその無作法な頭を擡げる處すべての實業社會、商業クラブ、ロータリアンズ、巡回販賣人等の昂奮振りから察知することが出來やう。○○○

特權階級論

大正十四年二月十七日印刷
大正十四年二月二十日發行

譯者　猪俣津南雄

發行者　仲摩照久
東京麹町下二番町三

印刷者　猪木卓二
東京麹町飯田町二ノ五〇

印刷所　京華社印刷所
東京麹町飯田町二ノ五〇

定價二圓

發行所　東京市麹町區下二番町三番地
合資會社　新光社
振替東京四三二四〇

新光社出版書目

濁流に泳ぐ	廠生久著	定價二圓六十錢 送料十七錢	
生きんとする群	同	定價二圓三十錢 送料十七錢	
黎明	同	定價二圓五十錢 送料十七錢	
人類物語 上卷	ヴーン・ルーン著 神近市子譯	定價二圓八十錢 送料十七錢	
人類物語 下卷	同	定價二圓五十錢 送料十七錢	
どん底の英雄	ヴェルシニン著 廠生・渡邊共譯	定價二圓六十錢 送料十七錢	
現代哲學思潮大系	西宮藤朝著	定價三圓 送料十九錢	

535
86

14年 6月 5日

大堀新井	井	福井	所井	田	秋井	新井	湯浅	湯浅	伊佐
	井					伊佐	野	野	伊佐

調査済

終